

**令和 7 年度 新宿区住民記録・戸籍事務複数言語対応補助員〔英語〕
（産休・育休代替） 募集案内**

この採用選考は、産休及び育休を取得する新宿区住民記録・戸籍事務複数言語対応補助員（英語）（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員）（以下、「産休等取得者」）の代替職員として、一会計年度の範囲内で、産休及び育休取得者の承認期間を限度として、新宿区住民記録・戸籍事務複数言語対応補助員（英語）として採用するために実施するものです。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
事務系	住民記録・戸籍事務複数言語対応補助員	若干名

2 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

住民票・戸籍に関する各種証明書の請求等の窓口受付や各種証明書等の交付に関する業務、マイナンバーカードの交付に関する業務等、また、電話対応及び付随事務

4 勤務場所

新宿区地域振興部戸籍住民課（東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号、新宿区役所本庁舎）、その他、戸籍住民課長が指示する場所（マイナンバーカード交付申請サポートのための出張を想定）

5 任用期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ 産休等取得者の承認期間を限度として、一会計年度の範囲内で期間を定めた任用です。

令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

※ 産休・育休の承認期間に応じて任期が変更となることがあります。

6 受験資格

国籍を問わず、日本語文章の理解や、日本語以外に英語での文章の読み書き・会話、窓口・電話対応等及びパソコンで簡単なキーボード入力ができること。

※ ただし、地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	小論文（テーマ：戸籍住民課窓口での区民等への応対や個人情報の取扱いについての心構え。また、これまで英語をどう活用してきたか。） 文字数：日本語800字程度 ※新宿区の戸籍住民課の窓口では、日々、住民異動や戸籍の届出、住民票等の証明書の交付等のため、外国人を含む様々なお客様が訪れ大変混雑しています。また、保有する個人情報について非常に慎重な取り扱いが要求されます。このような現場で働くうえで、どのような点に留意していくべきか、あなたの心構えについて記述してください。また、これまで英語をどう活用してきたかについても記述してください。
結果発表	令和7年10月30日（木）発送（予定） ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和7年11月14日（金）（予定） ※ 面接会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和7年11月28日（金）発送（予定） ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、自筆で必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

小論文は、所定の「小論文用紙」に自筆で黒のボールペン等を用いて、日本語800字以内でお書きください。（他の用紙を使用したり、パソコンを用いて記入する等はしないでください。）

なお、申込書類は一切返却いたしません。

※「申込書」「小論文用紙」は戸籍住民課の窓口と各特別出張所の窓口で配布しています。

また、新宿区公式ホームページのトップページ「職員募集＞会計年度任用職員＞事務・窓口（会計年度任用職員）」及び「くらし＞戸籍・住民票・印鑑登録・マイナンバーカード」からダウンロードできます。

申込方法	郵送または持参による。 ＜提出書類＞ ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書(兼履歴書) ・ 第一次選考の小論文
------	--

	・ 返信用封筒 <u>※ご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの</u> ＜郵送の場合＞ ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、小論文、返信用封筒を入れ、表に赤字で「新宿区住民記録・戸籍事務複数言語対応補助員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和7年10月7日（火）から令和7年10月24日（金）午後5時（ <u>必着</u> ） ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時まで
申込先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区地域振興部戸籍住民課調整係

9. 勤務条件

勤務時間	午前9時から午後5時30分までの間において、1日あたり6時間勤務 休憩時間60分 月平均20日勤務 ※所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：原則として土曜日、日曜日 休日：国民の祝日、年末年始 ※週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。（年に数回、土曜日、日曜日、休日勤務の場合あり。）
休暇等	有給休暇：年次有給休暇、慶弔休暇等があります。 無給休暇：病気休暇、介護休暇等があります。
報酬等	・ 月 額：231,328円（地域手当相当分を含む。） ・ 期末手当、勤勉手当の支給対象（一定の勤務要件あり） ※勤務日数により、今年度は支給されない場合もあります。 ・ 通勤費用：上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	1 再度の任用の有無 任用期間満了後、同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ、産休・育休等の期間が年度をまたぐ場合に限り、再度任用される可能性があります。採用の方法は選考によるものとし、募集の方法は原則として公募により行うものとします。 2 公募によらない再度の任用 特例で公募によらない再度の任用を行う場合、原則として面接及び従前

	の勤務実績等により判断します。公募によらない再度の任用が行われた場合、産休・育休等の承認期間を超えた任用は行いません。公募によらない再度の任用は、年度末年齢70歳を上限年齢とします。 ※廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合、代替の必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。
--	--

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区地域振興部戸籍住民課調整係

所在地：〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話番号 03（5273）3622（直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

新宿区役所本庁舎案内図

◆住所

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

◆電話

03(5273)3622(直通)

◆最寄りの駅

JR・丸ノ内・小田急・京王線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約5分

◆最寄りのバス亭

①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤・⑥新宿伊勢丹前、⑦日清食品前

